

和泉守護関連史料の再検討

森田 恭二

はじめに

私は先に、「和泉守護細川氏関連史料の基礎的考証」(『泉佐野市史研究』第三号、一九九七年三月、泉佐野市史編さん委員会)、および「和泉守護細川氏の系譜をめぐる諸問題」(『帝塚山学院大学人間文化学部研究年報』二号、二〇〇〇年十二月、のち『大乘院寺社雑事記研究論集』第二巻所収)によって、和泉守護細川氏の研究を進めて来た。

一方、岡田謙一氏は、「室町後期の和泉下守護細川民部大輔基経」(『日本歴史』一九九五年八月号)、「統源院殿春臺常繁小考」(『ヒストリア』一六七号、一九九五年八月)、「細川高国派の和泉守護について」(『ヒストリア』一八二号、二一年十一月)を著わして、和泉守護の実態についての説明を進めて来られた。

小論は、これまでの研究成果を踏まえて、和泉守護の系譜を明らかにしようとするものである。そのために、和泉守護各代の守護在

職年代を明らかにする史料を収集した。

一、和泉上守護・下守護の系譜

〔上守護家〕

細川頼長 応永一五・八〜応永一八・五(没)
細川持有 応永一八・八〜永享一〇・九(没)
細川教春 永享一〇・九〜宝徳二・四(没)
細川常有 宝徳二・四〜文明二二・一〇(没)
(細川政有 文明九・六〜文明二二・四(没))
細川元有 文明二二・四〜明応九・九(敗死)
細川元常 明応九・九〜天文二三・六(没)

頼長

細川頼長は、応永十五年(一四〇八)八月二十九日、和泉半国守

護に補任されている。

史料 足利義持御判御教書（「細川家文書」一四七号）

「（花押）細河刑部大輔とのへ」

（足利義持）
（花押）

和泉半国守護職事、所補任細河刑部大輔頼長也、早可致沙汰之状如件、

応永十五年八月廿九日

応永十五年八月二十九日、細長頼長が和泉半国守護に補任されたことがわかる。守護の補任状は、將軍の御判御教書によって出されている。

頼長の死去は、応永十八年（一四一一）五月二十五日である（「細川家譜」・「細川系図」）。

応永十八年八月二十一日付で次の史料がある。

史料 足利義持御判御教書（「細川家文書」一四八号）

「（花押）勝定院殿義持」

（足利義持）
（花押）

阿波・讃岐・伊与三ヶ国当知行所領等事、細河九郎持有領掌不可有相違之状如件

応永十八年八月廿一日

代替り所領安堵のための將軍御判御教書であり、細川持有に安堵されたことから、家督の代替りがあったと推定される。

持有

持有は、応永十八年八月二十一日、和泉半国守護に補任された（史料）。持有の没年も不祥であるが、永享十年（一四三八）九月十七日、教春が和泉半国守護に補任されていることから、代替りあったことが確認できる（資料）。

教春

永享十年（一四三八）、細川九郎（教春カ）が和泉半国守護に補任され、阿波・讃岐・伊予の所領を安堵されている。

史料 足利義教御判御教書（「細川家文書」一五四号）

（足利義教）
（花押）

和泉半国守護職事、所補任細河九郎（教春カ）也、者早守先例可致沙汰之状如件、

永享十年九月十七日

永享十年九月十七日、細川九郎に対し、和泉半国守護職補任状が將軍足利義教から出された。細川九郎は持有から代替りした教春ではないかと推察できる。

史料 足利義教御判教書（「細川家文書」一五三号）

（足利義教）
（花押）

阿波・讃岐・伊予両三ヶ国当知行所領等事、細河九郎（教書）領掌不可有相違之状如件、

永享十年九月十七日

永享十年九月十七日、和泉半国守護補任状と同日付で、阿波・讃岐・伊予三ヶ国の知行地安堵の御判教書が、細川教春に対して出されており、上守護家の代替りに当たって出されたと推定できる。

史料 足利將軍家御教書（「細川家文書」一八七号）

和泉半国守護職事、被補任訖、早守先例可被致沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年四年廿九日 （鳥山持國） 沙弥（花押）

（常春）
細河弥九郎殿

宝徳二年（一四五〇）四月二十九日、將軍足利義政の命により、細川常有が和泉半国守護職に補任されているので、教春から常有への代替りがあったと考えられる。

教春死去の年月日は、宝徳二年四月二十七日である（「細川家譜」・「永源師檀紀年録」）。

史料 足利將軍家御教書（「細川家文書」一八八号）

舎兄教春遺跡本新所領等事、細河弥九郎常有領掌不可有相違之由、所被仰下也、仍下知如件、

宝徳二年四月廿九日 （鳥山持國） 沙弥（花押）

史料 と同日付で、細川常有が舎兄教春の遺跡の本新所領等を継承することを安堵しており、この安堵は教春から常有への代替りに伴うものと推定できる。

常有

宝徳二年四月二十九日、細川弥九郎常有が和泉半国守護に補任されている（史料・）。

ついで、享徳三年（一四五四）九月、常有は刑部少輔に任ぜられている。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

（文治十七年）
同年十月七日申下刻播磨入道殿卒ス、春秋五十七也、舎維ノ永源及ヒ瑞高二分骨ノ斂ム、瑞高寺殿刑部郎春嶽通泰禅定門ト号ス、（元治力） 五郎殿ヨリ真照ヲ写シ、贊ヲ満室ニ請フ、

文明十二年（一四八〇）十月七日、細川播磨入道が死去したと「永源師檀紀年録」は記すが、この播磨入道は常有ではないかと推察される。

政有

今谷明氏「和泉半国守護考」⁽¹⁾では、政有のことを記していないが、小川信氏は『国史大辞典』（吉川弘文館）細川氏の項で、政有を守護として記している。

政有は、「永源師檀紀年録」によって、文明六年（一四七四）五月から文明十二年四月二十四日までの存在が確認できるが、父常有との統治関係が不明である。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

^(文明六年) 同年五月朔日大樹ヨリ五郎殿へ諱ノ一字ヲ授ケ、頼次ヲ改テ政有ト称ス、

「永源師檀紀年録」によると、將軍義政は、文明六年五月一日、諱の一字を与えて、頼次を政有と改名させたという。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

^(父前住) 比ノ月、屋形ノ刑部少輔ヲ五郎殿ニ讓テ播磨守ニ任ス、

文明九年（一四七八）六月、父常有が播磨守となり、息政有に上守護家家督の官途と推定される刑部少輔を譲った。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

^(文明十二年) 同年四月廿四日酉中刻、刑部少輔殿卒ス、享年卅二也、永源庵二敵ム、慈勝院殿刑部郎大隆通賢大禅定門ト号ス、

文明十二年（一四八〇）四月二十四日、刑部少輔が死去したと「永源師檀紀年録」は記すが、この刑部少輔は細川政有ではないかと推定される。

元有

元有は、文明十二年四月二十四日の政有死去後、その家督を継いだと思われる。文明十四年（一四八二）十月二十日、足利義政は北野宮寺領和泉国坂本郷に国人等が兵糧米をかけて年貢を押妨することを細川五郎に命じて停止させたが、このことが元有の守護としての初見と思われる。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

^(前略) 又タ永源庵ノ雪溪源猷禪師、家兄相沿テ早世ニ値テ播磨守殿ノ命ヲ承テ環俗ノ五郎元有ト称ス、慈勝院殿ノ終嗣ト為シテ、城督セシム、寔ニ文明十二年四月、時歳廿二也、

「永源師檀紀年録」によると、文明十二年四月、父常有の命により、元有は還俗して、亡兄政有の跡を継いで和泉上守護となったという。

元有は、下守護細川基経と共に、明応九年（一五〇〇）九月二日、神於寺合戦で敗死している（「後慈眼院殿御記」・「政基公旅引付」）。

史料 「政基公旅引付」 戊、永正元年七月二日条

（前略）今日土屋太郎左衛門尉来云、去廿八日朝山庵坊主堺へ被越之時、此方何条御事候哉之由尋申處、神於寺ヨリ号（細川元有・基経）兩殿御代官職可入部由申之条、地下中以外用心之由物語之間、此儀兼而有風聞事也、雜然久枝（久枝）依無承諾不事行儀也、彼神於寺者久枝代々奉行之在所也、仍自件寺家訴詔云、當國中八百八郷何之在所も隨守護之處、入山田一所至今違背国方之条、彼在所事代官職ヲ被仰付者、切隨ヘテ可進也、然者其忠節之恩賞二五ヶ庄（領神於寺）被返付、同令（等）勞人以前之衆共寺家二可被返付之由雖申之、久枝云、件勞人衆事（細川元有・基経）兩殿二御腹ヲ切セ申者共也、可令立歸事未代不可叶、

永正元年（一五〇四）七月頃、神於寺衆が、和泉守護（細川元有・基経）兩殿の代官となろうとしたことがあった。

その際、神於寺は寺家として牢人している者たちの復帰を求めたが、久枝（久枝）左京亮は認めなかった。久枝の言として「件の牢人衆は兩殿を切腹させた者達である。」と拒否したのである。この史料により、明応九年九月二日に和泉守護を切腹させたのは神於寺衆であり、しかも（細川元有・基経）兩殿とも切腹させられたことがわかる。

史料 「後慈眼院殿御記」 明応九年八月二十八日・九月一日・同日条

日条
廿八日（八月）、晴、或人云、尾張守昨日切入泉州、（元有・基経）兩守護 防出陣
神尾云々、

九月
一日、晴、（中略）伝聞、神尾（於）合戦以外也、兩守護依無勢可及難儀云々、
二日、晴、晩頭或人云、於泉州神尾（於）兩守護自害、其外三百余人打死了、仍今日尾張守越河内国了、（細川元有）則京兆趣河州可合戦云々、

九条尚経の日記「後慈眼院殿御記」は、明応九年九月の和泉（元有・基経）兩守護の最後を記している数少ない記録である。

明応九年八月二十八日、兩守護は和泉国神於寺（現岸和田市）に出陣した。九月一日の報によると、神於寺合戦は和泉守護方が苦戦であることを伝えており、九月二日、「泉州神尾（於）において兩守護自害、その外三百余人打死しおわんぬ。」と伝えている。明応九年九月二日、和泉兩守護細川元有・基経は、敗戦の中、自害したことがわかる。

元常

明応九年（一五〇〇）九月、細川元有が敗死すると、家督は元常が継いだ（「永源師檀紀年録」）。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

同年十一月朔日、屋形刑部少輔二任ス、十郎殿元服^{シテ}五郎元常ト称ス、

明応元年（一四九二）十一月一日、刑部少輔に任じられた屋形は細川元有、元服してから十郎から五郎へ改称したのが細川元常と考えられる。

史料 「永源師檀紀年録」乾三

同九年九月二日午ノ下刻、泉州岸和田ノ屋形ニ於テ刑部少輔殿^{〔明応〕}卒ス、享年四十二也、舎維^{シテ}骨を永源庵及ヒ泉州ノ善法寺二分チ斂ム、（中略）五郎殿上洛^{〔元常〕}城督ヲ謝ス、

明応九年の畠山尚順方との和泉国合戦で敗死した刑部少輔は細川元有であり、「城督」を継いで上洛した五郎は、細川元常と考えられる。

史料 「永源師檀紀年録」坤

同年六月十六日午ノ中刻、播磨入道殿卒ス、享年七十三也、永源庵二葬ル、仏恩院殿故播州大守実翁道真大禅定門ト号ス、

「永源師檀紀年録」は、天文二十三年（一五五四）六月十六日、細

川播磨入道元常が享年七十三歳で死去したと記録する。これによって元常の没年が明らかとなる。

元常の和泉守護在職は、文亀元年（一五〇一）六月から永正八年（一五二一）八月まで確認できるが、永正八年八月の船岡山合戦に細川高国方に敗れ、細川澄元らと逃走する。

元常が和泉守護に復帰したと思われるのは、細川晴元が高国を敗った大永年間以降と考えられ、以下のような史料が存在する。

まず、岡田謙一氏「細川高国派の和泉守護について」⁽²⁾が明らかにした、大永四年（一五二四）九月から十月の菱木合戦に関係する一連の史料がある。

史料 『実隆公記』大永四年十月二日条

和泉軍敵得勝利、香西・柳本等不知行方云々、可為如何哉沈思也、

史料 「細川元常書状」（日根文書坤）

去朔日於泉州菱木合戦之時、松浦与一所二勳戦功由、左衛門大夫令注進候、忠節無比類候、弥粉骨可為神妙者也、謹言、

拾月十一日 元常（花押）^{〔大永四年か〕}
日根野五郎左衛門尉殿

去朔日於泉州菱木合戦之時、被太刀疵一ヶ所、鎧疵一ヶ所之条、

別而忠節無比類段異他候、弥抽戦功者可為神妙者也、謹言、

〔大永四年カ〕
拾月十一日 元常〔花押〕

日根野又次郎殿

史料 「細川元常感状」〔日根文書〕

〔付箋〕
〔天文十二年〕

去朔日於泉州菱木合戦之時、松浦与一所二励戦功由、左衛門大
夫令注進候、忠節無比類候、弥粉骨可為神妙者也、謹言、

〔大永四年カ〕
拾月十一日 元常〔花押〕

日根野五郎左衛門尉殿

〔日根野五郎左衛門尉殿〕 元常

史料 「細川元常感状」〔日根文書〕

〔付箋〕
〔天文十二年へ改入〕

去朔日於泉州菱木合戦之時、被太刀疵一ヶ所、鎧疵一ヶ所之条、
別而忠節無比類段異他候、弥抽戦功者可為神妙者也、謹言、

〔大永四年カ〕
拾月十一日 元常〔花押〕

日根野又次郎殿

〔日根野又次郎殿〕 元常

史料 「細川元常寄進状」〔細川家文書〕

為藏春院追善満福寿上方雖寄進候、相違之儀在之条、為替之地一
条屋敷地子重而令寄進所之状如件、

〔興善〕〔享禄式〕
五月廿日 元常〔花押〕

〔藏仁寺〕
藏春軒

これは享禄二年（一五二九）五月二十日、細川元常が藏春院（細
川政有室）追善のため建仁寺藏春軒へ寄進しているが、和泉国中庄
万福寺上方を管轄していたことを示している。

史料 「細川元常書状」〔波々伯部文書〕

〔包紙ワ書〕
「細川元常」

今度、至淡州被移御座候、則可有 御入洛之条、此時別而可被
抽軍忠事肝要候、猶又五郎可申候、恐々謹言、

〔天文二年〕
四月三日 元常

波々伯部民部丞殿

これは、細川晴元が淡路より入洛しようとして、元常が波々伯部
民部丞に参戦を求めたもので、この時期細川元常が晴元派であつた
ことを示している。

〔下守護家〕

細川基之 応永一五・八〇文安五・一〇（没）

細川持久 文安五・一〇〇 文明一七・五

細川基経 文明一七・六 明応九・九 (敗死)

細川政久 明応九・一〇 永正五・四カ

基之

下守護細川基之は、上守護と同じ応永十五年(一四〇八)八月に下守護に補任されたと思われる。

基之は、文安五年(一四四八)十月十二日死去している(「東寺過去帳」・「細川家譜」)。

史料 室町幕府御教書案(「九条家文書」一・七一(4)号)

九条関白家雑掌申、和泉国日根庄事、早退被官人等押領、可沙

汰付下地於雑掌之由、所被仰下也、仍執達如件

応永廿六年九月二日 沙弥判(細川満元カ)

細川阿波守殿(基之カ)

応永二十六年(一四一九)九月二日、將軍足利義持の御教書案が作成されたが、和泉守護細川阿波守に対し、九条家領和泉国日根庄への被官人の押領停止を命じている。

持久

文安五年(一四四八)十月十二日、下守護細川基之が死去したの

で、持久が家督を継いだと考えられる。

史料 和泉下守護代斉藤久和奉書(「板原家文書」五)

本免段銭事、一所分共次富野近江守方へ可有取御沙汰候也、仍

執達如件、

応仁元 九月九日 久和(音藤)(花押)

多賀美濃守殿

応仁元年(一四六七)九月九日、斉藤久和が多賀美濃守に宛て、本免段銭の徴収を命じている。斉藤久和は、下守護細川持久の守護代であつたことがわかる。

史料 和泉国下守護細川持久奉行人連署奉書

(「板原家文書」二二三)

春木右京進跡、同親類寺庵并小塩闕所等之事、為御公領、多賀

蔵人御代官職事、被仰付上者、早可被渡付彼代之由、被仰出候

也、仍執達如件、

文明十七 五月三日 盛徳(花押)

王有(花押)

斉藤彦右衛門尉殿(細実)

文明十七年(一四八五)五月三日付の和泉下守護細川持久奉行人連署奉書である。春木右京進跡・同親類・寺庵および小塩闕所等の

代官職に多賀藏人が補任されたことを認める奉書であり、下守護代の齊藤彦右衛門頼実⁽¹⁷⁾に宛て出されている。

^(文明十七年)六月二十六日

^(細川)基経(花押)

田代源二郎殿

史料 和泉下守護代齊藤頼実遵行状(板原家文書「二五」)

春木右京進跡悉之事、為御公領多賀藏人助上者、早任御奉書之

旨、可被渡付彼代候也、仍執達如件、

^(文明十七)

五月三日

^(高橋)頼実(花押)

若林源六殿

の和泉下守護細川持久奉行入連署奉書の意を受けて、これを若林源六に宛てている。若林源六も下守護細川持久の被官で、在地の国人・土豪クラスであつたと推定される(史料・は、持久の守護職を継承する基経の代の文書である可能性もある)。

政久

明応九年九月二日、細川基経が敗死して後、同年十月二十三日付で細川政久書状(『政基公旅引付』)が存在するので、家督は政久に継がれたものと考えられる。

基経

岡田謙一氏「室町後期の和泉下守護細川民部大輔基経」⁽³⁾では、文明十七年六月から明応九年九月二日までの間、和泉下守護であつたと推定されている。

史料 細川政久書状案(九条家文書「一・一三七(2)号」・『政基

公旅引付』)

^(下守護)彌九郎状

就 御家門領之事被下御書、忝畏存候、委細蒙仰候之条、具令

申候、此旨可然様預御披露候者、可畏入候、恐惶謹言、

^(明応九年)拾月廿三日

^(細川)政久判

^(在在)唐橋殿

史料 細川基経書状(田代文書)

就今度当国牢人等、可乱入雑説之儀、各翻法印、以連判可致忠節之由、尤神妙候、然上者、可被抽軍功事可愧入候、恐々謹言、

九条政基は「旅引付」の冒頭、「泉州日根庄の事、去年国の乱より

守護押妨に及ぶの間、度々問答を加うといえども、成敗未だ落居せず、去年すでに一途の返事を申すの処、なおもつて此の如きの条、下向すべき哉の思案也」と記して、下向の契機が和泉守護との確執にあったことを記している。史料は、和泉下守護細川政久の書状案で、家門領についての仰せを蒙ったことを丁寧に答えてはいる。しかし何ら実効性のある返答ではなかった。

史料 『政基公旅引付』 所載九条政基書状案

去十二日、為其方披官人等所行、当庄黎元繁多戒取候、仍事次第

令注一紙入見参候、速被加糺明被返出者、可為本望候也、謹言、

(文應三年) 七月十九日 (九条政基) (花押)

細川弥九郎殿

九条政基はこの書状を和泉上守護細川元常・下守護細川政久に送っている。

永正元年(一五〇四)九月、和泉国に攻め入った畠山尚順を迎え討つたのは、上守護細川元常と下守護細川政久の軍勢である(『政基公旅引付』)。この合戦の結果、和泉国の大半が畠山尚順の支配下となり、尚順は和泉守護として認識されている(『政基公旅引付』)時期がある。その後の政久の動向は、未詳であり、代って細川弥九郎高基が現われる。

二、和泉守護家の分裂

岡田謙一氏「細川高国派の和泉守護について」⁽⁴⁾によって、上守護家細川元常・下守護家細川政久以降の和泉守護歴代の系譜が、明らかになりつつある。

永正元年(一五〇四)の和泉守護が元常・政久の両名であったことは、『政基公旅引付』によって明白であるが、永正元年十月に、和泉国に畠山尚順の支配圏が拡大する。

さらに大永年間には、細川高国派と細川晴元派の抗争が激しくなり、享祿四年(一五三一)六月高国派は滅亡する。以降晴元派と畠山尚順・植長派が和泉守護権を継承したと考えられる史料が存在する。

現在の所、次の守護の存在が確認できる。

〔細川高国派〕

細川高基(細川春俱息・弥九郎) 細川勝基(九郎)

〔畠山尚順・植長派〕

細川晴宣(畠山植長弟・五郎)

〔細川晴元派〕

細川元常 細川五郎(細川元常息)

〔細川高国派〕

細川高基(弥九郎)

「後法成寺関白記」に、永正七年(一五一〇)九月九日条以降、

「細川弥九郎」が現われ、のちに細川高国派の和泉守護となる。

岡田謙一氏「細川高国派の和泉守護について」は、これを細川高基であると証明した。高基は、『尊卑分脈』によれば、高国の父政春の弟春俱の子とされている。高基は、大永三年（一五二三）三月頃病を得て、大永四年（一五二四）三月を最後に史料上から見えなくなる。

史料 「和泉守護細川高基書状」（板原家文書）

去十六日注進状、披見候、彼方働弥不儀之段、現形由候、如事（マ）候、其趣即御屋形へ申入候、香西（元徳）かたへの返事、未当来之由候、

尾州進発候者、令相談、可下国候、猶各武略肝要候、恐々謹言、

五月十九日 高基（花押）

斎藤彦次郎殿

多賀蔵人殿

庄備中守殿

この史料は、細川高基が和泉守護となったと思われる永正十年（一五一一）以降、同十四年までの間に、多賀蔵人らに対し、畠山尚順が進発すれば、和泉へ下国するよう命じたものである。

『後法成寺関白記』 永正十年正月二十四日条の、

和泉守護始而昨日出仕、太刀持持参、令对面、勸一盞、を高基守護就任と理解し、斎藤国盛が彦次郎から彦右衛門に改名した永正十四年六月以前の史料と解釈できる。

史料 「室町幕府奉行人連署奉書」（北野神社文書）

北野宮寺造管科所和泉国大鳥庄内下條奉行職事、被返付松梅院禅光訖、早可被沙汰付之由被仰出候也、仍執達如件、

永正十五
六月廿六日 貞運（新尾）（花押）

基雄（音勝）（花押）

細川民部大輔殿

和泉守護細川民部大輔に対し、大鳥庄内下條奉行職を北野社に返付するよう命じた、幕府奉行人奉書であるが、次の史料により、細川民部大輔が高基であることがわかる。

史料 「再昌草」 大永二年十月二十三日条

細川民部大輔高基百首歌合點して、奥に書付し、（以下略）

大永二年（一五二二）細川民部大輔高基が三条西実隆に百首の合点を求めている。

細川勝基

「証如上人書札案」に、細川晴元派である細川元常の子五郎と、細川高国派である細川五郎晴宣及び細川九郎勝基の名が見出せる。

「後法成寺関白記」によれば、細川五郎および九郎が和泉守護となつたのは、大永三年（一五二三）正月以降である。

細川勝基は、大永・享祿の和泉守護細川九郎と同一視することが可能であろうと、岡田謙一氏は推定している。⁽⁵⁾

史料 「証如上人書札案」

一、細川九郎和泉守護

本願寺床下、或八人々御中、勝基、細川九郎、恐々謹書、

「証如上人書札案」に、「細川九郎勝基」の名が見える。勝基の動静は、大永年間から確認することができる。

史料 「室町幕府奉行人連署奉書写」(秋田藩家蔵文書)

〔散位亮致
治部内守真奉書〕

佐竹彦三郎常秋知行分和泉国鶴原庄事、近年有押妨之族云々、太不可燃、早退彼違乱之儀、可被沙汰居常秋代、更不可有遲怠之由、所被仰下也、仍執達如件、

大永八年二月十九日 散位(松田亮致)(花押影)

(治部真奉書) 河内守(花押影)

細川九郎殿

史料 「室町幕府奉行人連署奉書」(秋田藩家蔵文書)

佐竹彦三郎常秋知行分和泉国鶴原庄事、近年有押妨族云々、太

不可然、早退彼違乱之儀、年貢・諸公事物等、如先々嚴密可沙汰渡常秋代、更不可有遲怠之由、所被仰出之状如件、

大永八 二月十九日 亮致(松田)(花押影)

貞兼(治部)(花押影)

(鶴原在) 当所名主沙汰人中

史料 ・ は、大永八年(一五二八)二月、幕府が佐竹常秋の和泉国鶴原庄知行を安堵した時のもので、この和泉守護細川九郎は、勝基と推定される。

史料 「細川両家記」享祿四年六月条

然ば同享祿四辛卯六月四日に三好方初て請勢打出、天王寺、木津、今宮へ取かけその日責くつず、常桓方(船高)和泉守護殿、伊丹兵庫助国扶、河原林日向守、薬師寺三郎左衛門、波々伯部兵庫介討死也、

細川勝基は、享祿四年(一五三一)六月に討死したと、「細川両家記」によって解釈できる。

〔畠山尚順・植長派〕

畠山尚順・植長派の和泉守護については、小谷利明氏・弓倉弘年氏の一連の研究成果がある。

小谷利明氏「戦国期の守護家と守護代家 河内守護畠山氏の

支配構造の変化について」(八尾市立歴史民俗資料館研究紀要

第三号、一九九二年)

小谷利明氏「宇智郡衆と畠山政長・尚順」(奈良歴史研究第五

九号、二〇〇三年)

弓倉弘年氏「天文年間の畠山氏」(和歌山県史研究六号、一九

八九年)

これらの研究を参考に畠山尚順・植長派の和泉守護について考察する。

畠山尚順は、永正元年(一五〇四年)九月に紀州から河内・和泉両国へ進出した。

同年十二月には、河内国高屋城に本拠を置き、河内・和泉両国支配に乗り出した。畠山尚順は、敵方畠山基家と和与も計っている。

『政基公旅引付』同年九月九日条に、抑今日根来寺之足軽材木屋興五郎為先陣宗兵衛以下出張、土

生城以下放火了、後日聞、阿加陀・信田(本)以下之城皆開之、両(備前)守護八堺へ引退云々、

とあって、畠山尚順の進軍によって堺へ撤退、和泉国の実効支配は奪われたものと考えられる。

次の一連の「壺井八幡宮所蔵文書」の史料は、壺井源左衛門に対し、壺井・坂田・蔵内の所領を安堵した外、日根野六郎左衛門知行地を宛行つたものであり、高屋城に在城した畠山尚順方から発給さ

れている。

史料 「畠山尚順年寄奉書」(壺井八幡宮所蔵文書)

〔貼紙〕
「河内国高屋城代長備中守久信書」

八ヶ所内日禰野跡之事、以前雖被仰付候、内波多源次殿、為先給之條、被返付候之訖、然間、為替地、郡戸孫三郎跡僧坊并弘

川両寺売地被仰付候上者、可被令知行之由候也、恐々謹言、

〔貼紙〕
「永正元年」
十月十二日
長備中守
久信(花押)

壺井源左衛門尉殿

史料 「畠山尚順年寄連署奉書」(壺井八幡宮蔵文書)

壺井・坂田・倉内事、本地之旨致披露之処、何様連々播磨(備前)殿江可被仰由候、先為替地八ヶ所内日禰野六郎左衛門尉跡事、被仰

付候、如先々、可被全知行之由、可申旨候、恐々謹言、

七月六日
長備中守
久信(花押)
遊佐助解由左衛門尉
順房(花押)

壺井源左衛門尉殿

史料 「畠山尚順年寄奉書」(壺井八幡宮所蔵文書)

〔貼紙〕
「河内国高屋城代長備中守久信書」
連々御申通、致披露之処、御心得行候、目出候、壺井・坂田・

蔵内本知殊更壺井事者、名字之地之由、具入 御耳候、於此旨者、連々播磨（備前）様江可被申入候、先壺井為替之地、八ヶ所之内、日禰野知行被仰付候、如先々、可被全領知之由候、恐々謹言、

七月六日

長備中守
久信（花押）

壺井源左衛門尉殿

永正五年（一五〇八）には、將軍足利義尹の帰洛に伴い、畠山尚

順は細川高国方として河内・和泉支配に関わる。

永正十二年（一五一五）十一月には、畠山鶴寿丸が元服し、次郎

積長と称している（『伊勢貞親以来伝書』）。

次の史料は、畠山氏が和泉支配に関わったことを示している。

史料 畠山氏奉行人「三宅道三・曾我山崇」書状

泉州深日・箱作内当社領事、於上分者嚴密可社納之旨、箱作吉

松・深白兩人堅被申付之上者、被存知其旨、可被專神用之由候、

恐々謹言、

（付）永正十一年
五月廿八日
三宅兵部入道
道三（花押）

曾我平五郎
山崇（花押）

永正十五年には、次の一連の史料が存在する。

史料 林堂山樹書状（和田文書）

「切封墨引」

（貼紙）
「広瀬兵庫助」

就原次郎四郎跡職儀、先日上神殿申合之間刻、致披露如御存分
申調御下知申沙汰候、早々任 御奉書彼跡可有知行候、就其御
礼物之儀、委細上神左京亮殿へ申間、無御油断御調可被成候、
方々如叱被達本意候、猶我等祝着候、旁罷上似面可申承候、
恐々謹言、

（永正十五年）
九月十一日

（林堂）
山樹（花押）

和田太郎次郎殿

御宿所

史料 畠山氏奉行人奉書

泉州和田内原跡事、為新御御恩被仰付訖、如先々可被全所務之

由、被仰出者也、仍状如件、

（永正十五）
九月十日

（曾我）
山崇（花押）

順正（花押）

和田太郎次郎殿

永正十五年（一五一八）、畠山氏奉行人らは和泉国和田郷内の原跡

を、和田太郎次郎助高に宛行っているのである。この段階で、なお

和泉支配に畠山氏が関わっていることがわかり、この和田氏への関

連文書には、次の細川晴宣（畠山積長弟）が現われる。

細川晴宣（五郎）

前述の通り、「証如上人書札案」に、細川五郎晴宣の名が見える。

史料 「証如上人書札案」

一、細川五郎和泉守護 植長弟

本願寺まいる御同宿中、晴宣、細川五郎、恐々謹言、

細川五郎殿進覽候、恐々謹言、

ところで、この細川五郎は「植長弟」と書かれる。すなわちこの

細川五郎は、畠山尚順の後継たる河内守護畠山植長弟と考えられる。

永正年間には、畠山尚順が和泉国の一部を支配した徴候があり、その系譜をこの五郎が継承していた可能性が高い。

史料 「細川晴宣書状」（和田文書）

去十月朔日於菱木合戦之時、逢一番太刀、父太郎次郎令討死之

奈、尤神妙至忠節無比類候、弥忠儀肝要候也、謹言、

（大永四年カ）
十一月二日 晴宣（花押）

和田宮千代とのへ

〔細川晴元派〕

細川五郎（細川元常息）

「天文日記」には、松浦守方として和泉守護・同息五郎が頻出する。

この場合の和泉守護は細川晴元派として行動することから、復帰した上守護家の細川元常である。従って同息五郎は元常息であることは間違いない。「細川晴宣」とは別人の「細川元常息五郎」が存在したと考えられる。

史料 「天文御日記」天文五年正月十六日条

和泉国松浦方就和与、去年使雖差越、不得（其意）間、使路中より

帰候へども、松浦之内良性と申もの、申事に八、当年細候分二して、来年可越之由中候間依其儀延引也、又泉州守護息五郎方

へも遣候而可然之由候間、太刀一腰、馬一（月毛從八郎來）遣候、

史料 「天文御日記」天文八年三月十一日条

和泉守護五郎へ為当年礼、以書状三種五荷遣之、松浦へ以一書

三種五荷遣之、

天文八年（一五三九）三月、本願寺が年始礼物を送った「和泉守護五郎」は、元常息と考えられる。

さらに天文十九年（一五九一）、燈誉了然の歌集「朽木集」に現われる「和泉屋形五郎」も、元常息と考えられよう。

史料 「朽木集」（西福寺蔵）

天文十九年九月廿九日、犬（鹿）なきのみちのさかりをミせにやり

ける使の色つつくしき枝をおりてきたるをミテ、

(中略)

和泉屋形五郎へつかハレ侍る、

もらすなよめくミある世の春雨をたのむし(信太森)のたのもりの下草

註

- (1) 今谷明氏「和泉半国守護考」(『大阪府の歴史』9、のち『守護領国支配機構の研究』所収、一九八六年)。
- (2) 岡田謙一氏「細川高国派の和泉守護について」(『ヒストリア』一六七号、二〇〇二年十一月)。
- (3) 岡田謙一氏「室町後期の和泉守護細川民部大輔基経」(『日本歴史』一九九五年八月号)。
- (4) 前掲註(2)参照。
- (5) 前掲註(2)参照。